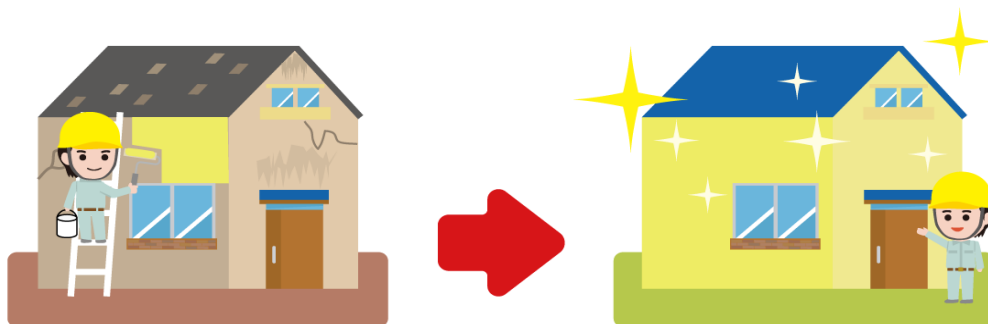


住宅リフォーム補助 申請手続き



申請書の受付 令和7年12月26日まで

下記の項目すべてに該当する必要があります。

1. 申請できる工事

- ①前橋市内の施工業者が行う、対象工事費が(税抜き)15万円以上の工事
※見積書および領収書が前橋市内の住所表記で発行できる業者
- ②未着工の工事で、令和8年3月13日(金)までに実績報告ができる工事
- ③本事業の対象となる工事に関し、国または本市等が実施する他の補助金を受けていない工事

2. 申請できる方

- ①改修する住宅の所有者またはそのご家族で、かつ、その住宅に居住(住民登録)している成人の方
- ②市税等の未納がない方

3. 補助金額

対象工事費(税抜き)の3分の1以内で上限8万円

申請場所 前橋市役所8階 建築住宅課 027-898-6833
受付時間 月曜日から金曜日(祝日を除く) 9時から17時まで



■「対象」となる主な工事

工事内容	備考
前橋市内の業者に依頼して行う、補助対象工事が（税抜き）15万円以上の工事	見積書、領収書の住所表記が前橋市で発行できる業者
外装部の改修、塗装、防水、交換など	外装部とは屋根、壁、雨樋、ベランダ、テラスなど建物の外側
内装部の改修、張替え、断熱、防音、床暖房など	内装部とは床、壁、天井など建物の内側
畳の取替え、表替え、裏返し	畳の処分を含む
建具・開口部の改修、張替え、交換など	開口部とは玄関、窓、ドア、ふすま、障子など
バリアフリー改修	段差の解消、手すりの設置、廊下幅の拡張など ※前橋市の他の支援制度と重複はできない
水回りの改修（システムキッチン、ユニットバス、洗面台、便器の入れ替えを含む）	製品の購入のみは対象外
既存住居の一部改築、間取りの変更、模様替え	
付帯工事	対象工事に伴う配線工事及び宅内外配管工事 対象工事箇所の解体・処理費用 対象工事に伴う足場の設置費用
※その他個別判断	【基本的な考え方】 居住する建物本体の改修が伴う工事が対象

■「対象外」となる主な工事

工事内容	備考
市外の法人事務所または市外に住民登録がある個人事業主に依頼して行う工事	見積書、領収書の住所表記が前橋市外の業者
住居部分以外の改修、増築、新築工事	店舗、事務所、工場、賃貸住宅、車庫、カーポート、物置、納屋、プレハブ小屋、玄関ポーチなど
住宅外の電気、配管の設置、改修工事	
太陽光発電、太陽熱高度利用設備の設置、改修工事	
機器単体の設置・交換	給湯器（エコキュート）コンロ（ガス、IH式）レンジフードなど
家電製品等の購入、設置	冷暖房機器（エアコン、薪ストーブ、蓄熱暖房機）、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、AV機器、照明器具など
家具、調度品等の購入、設置	ベッド、タンス、食器棚、テーブル、椅子、ソファ、カーテン、その他の家具・調度品など
室内カーテン、ブラインド等の取付け又は取替え	※内装部の改修工事に伴うものは対象
外構工事	門、塀、フェンス、擁壁、舗装など
造園工事	植樹、植栽、芝張り、花壇など
下水道への接続工事	
浄化槽や雨水タンクの新設、交換、修繕、撤去工事	
リフォーム以外の工事	宅配BOX、防蟻処理、害虫駆除、電気・電話・インターネット等の配線、防犯カメラやアンテナの設置・交換、ハウスクリーニング、排水管清掃など
解体工事	対象工事に伴う部分以外のもの

※申請書類で対象部分を確認します。上記以外や判断が難しいものは、お問い合わせください。

◎手続きの流れ(□にチェックしながら進めてください)

☐ 申請

【申請書受付期間】

令和7年12月26日(金)まで必着

【提出場所】

市役所8F 建築住宅課

☐ 交付決定

※工事着工はここから

☐ 実績報告

工事完了日から30日以内に報告

【実績報告期限】

令和8年3月13日(金)まで必着

【提出場所】

市役所8F 建築住宅課

補助金の振込み

【申請に必要な書類】

- ☐ 補助金交付申請書兼誓約書
 - ☐ 改修する住宅の所在と種類ならびに建築年が分かるものの写し（固定資産税課税明細書等）
 - ☐ 申請者が改修する住宅に居住（住民登録）していることが分かるものの写し（住民票、運転免許証等の公的証明書）
 - ☐ 申請者宛の工事見積書の写し（P.4参照）
 - ☐ 家全体と工事箇所(施行前)写真（P.5参照）
- ※鮮明でカラーのものを提出してください

申請書類を審査したのちに「交付決定通知書」を送付します（申請から約2週間後）

通知が届きましたら工事を始めてください

【ご注意】

交付決定前に着工した工事は対象になりません

必要に応じて現場を確認します

【実績報告に必要な書類】

- ☐ 実績報告書
 - ☐ 申請者宛の工事領収書の写し（P.6参照）
 - ☐ 工事箇所(施行後)の写真（P.5参照）
 - ☐ 補助金交付請求書（P.7参照）
 - ☐ 通帳の表紙裏面の写し
- ※通帳が発行されてない場合はキャッシュカードの写しでも可

【ご注意】

- ・「前橋市住宅リフォーム補助金交付要項」を必ずお読みください
- ・書類の内容に不備がある場合はお預かりできませんので、提出前に再度ご確認ください
- ・工事を取りやめる、期限内に間に合わないなどの場合は、「取下げ書」を提出してください
- ・**補助金額は見積書の金額で決定しますので、交付決定後の増額変更はできません。ただし支払額が見積額より減額になった場合は、補助金額は減額になりますのでご承知おきください。**
- ・**また、工事箇所を減らしたり値引きなどにより、最終的なお支払いが税抜き15万円(税込み16万5千円)を下回った場合は補助金を交付できませんので、十分ご注意ください**

【交付決定後、業者等が変更になる場合】

- ・交付決定後に「施工業者」が変更になった場合は、変更申請が必要になりますので、建築住宅課受付窓口までご連絡下さい

申請者宛ての工事見積書の例

御見積書

申請者の宛て名
前橋 太郎 様

件 名: 住宅リフォーム工事
 施工場所: 前橋市大手町二丁目12-1

下記の通り、お見積申し上げます。

金額 ¥990,000 (税込)

施工内容	規格・仕様等	数量	単位	単価	金額
ユニットバス交換工事					
1-解体・撤去工事					
既存天井・壁・床解体		15	m ²	10,000	150,000
既存浴槽撤去・処分		1	式	50,000	50,000
2-給排水工事					
既存配管撤去		10	m	5,000	50,000
配管新設		10	m	5,000	50,000
3-ユニットバス交換工事					
ユニットバス入れ替え	〇〇社製ユニットバス	1	台	600,000	600,000
	型番: 〇〇〇〇				
	断熱窓オプション	1	式	30,000	30,000
計					930,000
値引き					▲30,000
値引き後計					900,000
消費税(10%)					90,000
見積合計額					990,000

見積日 2021年5月10日

住所: 前橋市△△町××番地

〇×建設 株式会社 印

TEL: ××××-〇〇-△△△△

税抜き15万円以上

【チェックポイント】

- ☐ 見積書の宛て名が申請者名である
- ☐ 見積書に記載されている業者住所は前橋市内である
 (見積書ならびに領収書が、前橋市内の住所表記で発行できるか確認してください)
- ☐ 工事の内容・数量・単価・金額・合計額などの内訳が記載されている
 (対象工事の判別ができないものは、再度提出をお願いする場合があります)
- ☐ 対象工事金額が税抜き15万円(税込み16万5千円)以上である
- ☐ 訂正印や修正液による修正がない
 (金額誤りなどは、どのようにも訂正できません。あらためて見積書を作成してください)

工事場所の写真（施工前・後）の例

改修前(後)写真

写 真

- ・ 家全体を撮影してください。
すべての改修箇所の現場写真を撮影してください。
- ・ 改修前写真と改修後写真は同じ方向から撮影してください。
- ・ 改修箇所の適正な把握を行うため、写真は鮮明にはっきりと撮影してください。
- ・ パソコンなどで印刷したものでも構いません。
- ・ カラーで印刷してください。

No. _____

場 所 _____

写 真

No. _____

場 所 _____

写 真

No. _____

場 所 _____

施工業者が発行する領収書の写しの例

申請者の宛て名	領 収 書	発行日：2025年12月2日
前橋 太郎 様	税抜き15万円以上	市内の住所
下記、正に領収いたしました。		
金額： ¥990,000		
印 収 紙 入	内訳	住所：群馬県前橋市△△町××番地
	税抜き金額	¥900,000
	消費税額等（10%）	¥90,000
		○×建設 株式会社 
		TEL：××××-〇〇-△△△△

【チェックポイント】

- ☐ 領収書の宛て名は、申請者名になっている
- ☐ 領収金額は税抜き15万円（税込み16万5千円）以上である
- ☐ 施工業者の「事業者名」「住所」が明記されている
- ☐ 領収書に記載されている業者住所は前橋市内である

※金融機関の振込受付書など、業者住所および業者名が記載されていないものは受付できません。

※実績報告書は工事完了日または領収書が発行された日から30日以内に提出してください。

最終の提出期限は令和8年3月13日（金）まで必着です。

「補助金交付請求書」の記入例

未記入でOK

様式第7号（住宅リフォーム）

令和 年 月 日

〈宛先〉前橋市長

申請者 住 所 前橋市大手町二丁目12-1

氏 名 前橋 太郎

電 話 123-456-7890

補 助 金 交 付 請 求 書

前橋市住宅リフォーム補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 金 円

2 振込先金融機関名等

口座名義	カナ	マエバシ タロウ						
	漢字	前橋 太郎						
金融機関名	前橋		銀行・組合 金庫・農協					
〈金融機関コード : 0123〉								
本・支店名	大手町		本店・支店 支所・出張所					
〈本支店コード : 123〉								
口座番号	口座種別	口座番号（右詰めで記入）						
	① 普通 ② 当座 （どちらかに○）	1	2	3	4	5	6	7

未記入でOK

【チェックポイント】

- ☐ 申請者の「住所」「氏名」「連絡先」に誤りはない
（正しい文字で正確に記入してください）
 - ☐ 振込先は通帳等に沿って、金融機関名や支店名、口座番号が正しく記入してある
 - ☐ 申請者と振込先の口座名義人は一致している
 - ☐ 修正液や消えるボールペン等は使用していない
（使用してしまった場合は、あらためて書類を作成してください）
- 間違えてしまった場合は、二重線の上に訂正印を押して書き直してください

前橋市 住宅リフォーム補助事業 Q&A 集

1. 申請書および添付書類について

Q1-1 申請書の記入には、消えるボールペンや修正液、修正テープを使用してもいいか？
使用できません。記入誤りは二重線を引いて書き直してください。
Q1-2 見積書の宛名が申請者ではない（他の家族の名前）が問題ないか？
見積書の宛名は申請者と同一にしてください。
Q1-3 市内の施工業者とは？
前橋市内の住所で見積書および領収書が発行できる施工業者をいいます。なお、「施工業者」とは、法人だけでなく市内にお住いの大工さんや個人経営の工務店なども「施工業者」となりますが、見積書および領収書には業者名の記載が必要になります。
Q1-4 施工業者の紹介はしてもらえるか？
当窓口では紹介しておりませんので、下記の相談窓口にお問い合わせください。 ぐんま住まいの相談センター TEL：027-210-6634
Q1-5 複数の市内業者を入れて改修工事を行うことは可能か？
施工業者がすべて市内業者であれば可能です。見積書・領収書は、それぞれの業者ごとに必要になります。
Q1-6 見積書の業者は高崎市の業者だが下請けに前橋市の業者を使う予定である。申請は可能か？
申請できません。前橋市内の業者から見積書をもらってください。

2. 補助金額の計算等について

Q2-1 補助の対象となる工事費用は消費税込みか？
消費税を抜いた工事金額により、補助金額を算出します。
Q2-2 交付決定後に追加工事をした場合、その分は補助対象になるか？
交付決定後の追加工事分は対象になりません。
Q2-3 交付決定後に工事箇所を減らした場合、どうなるか？
工事変更後の見積金額が税抜き15万円（税込み16万5千円）を下回る場合は、補助対象外になりますので取下げ申請をおこなってください。
Q2-4 補助対象となる改修工事の内容はどのような工事か？
基本的な対象・対象外工事の判断については下記のとおりです。 ①対象となるもの・・・建物の外壁・屋根及び建物本体にかかる工事 ②対象にならないもの・・・外構・造園工事、家電の設置や製品機器単体のみの交換 ご不明な点は建築住宅課へお問い合わせください。

3. 実績報告について

Q3-1 工事完了後、いつまでに実績報告をしなければならないのか？
工事完了日または領収書が発行された日から30日以内に報告をしてください。 なお、最終の受付は令和8年3月13日（金）です。
Q3-2 実績報告の提出期日までに工事が完了しないときはどうすればいいか？
取下げをして下さい。期日は延長できませんので、余裕をもった工期設定をお願いします。
Q3-3 実績報告書の提出から補助金の振込みまでどのくらいかかるか？
実績報告書提出から、1ヵ月程度で振込になります。

4. 申請の条件、対象工事等について

Q4-1 駐車場やカーポートを工事する場合は対象になるか？
対象外です。
Q4-2 増築工事は対象になるか？
住居部分の増築工事は対象ですが、住居部分以外の増築工事は対象外です。
Q4-3 住宅の1階部分の車庫（ビルトインガレージ）を、住宅の用途に改修する場合は対象か？
建物本体の改修のため対象です。住宅とは別棟の倉庫などを住宅に改修する場合は対象外です。
Q4-4 給湯器（エコキュート、エネファームを含む）や、コンロ（ガス、IH式）や、換気扇（レンジフード）の交換工事は対象になるか？
製品機器単体の交換は対象外です。ただし、給湯システムの変更や台所の改修に伴って設置・交換する工事（浴槽改修と一緒に給湯器を交換する等）は対象となります。
Q4-5 設計費や調査・点検費は補助対象になるか？
対象外です。
Q4-6 他の補助制度を受けている場合はどうなるか？
その制度の工事箇所と重複する場合は、本事業の補助対象外となります。工事箇所が異なれば併用申請は可能です。
Q4-7 解体工事については、補助の対象になるか？
補助対象工事に付帯するものであれば対象になります。
Q4-8 ホームエレベーターや椅子式段差昇降機の設置工事は対象になるか？
住宅用として利用されるもので、屋内に設けるものであれば対象になります。
Q4-9 玄関前に設置する手すりや宅配BOXの設置は対象になるか？
対象外です。ただし玄関の改修工事を伴うものは対象になります。
Q4-10 店舗併用住宅を改修する場合は対象になるか？
屋内改修工事（内装・水回り等）は住宅部分への工事のみが対象になります。屋外改修工事（屋根・外壁工事等）は住宅部分と併せて工事を行う場合のみ対象になります。店舗部分のみの改修工事は対象外です。